

令和4年 第1回

宿毛市議会臨時会会議録

令和4年5月30日開会

令和4年5月30日閉会

宿毛市議会事務局

令和4年第1回宿毛市議会臨時会会議録

目 次

第 1 日（令和4年5月30日 月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時01分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
○日程第3 議案第1号から議案第11号まで	3
（提案理由の説明）	
市 長	3
質疑	5
1 岡崎利久議員	5
環境課長	5
岡崎利久議員	5
環境課長	5
岡崎利久議員	6
環境課長	6
岡崎利久議員	6
商工観光課長	6
岡崎利久議員	6
商工観光課長	7
岡崎利久議員	7
委員会付託省略	
（議案第1号から議案第9号まで）	
討論・表決	7
（議案第10号及び議案第11号）	
討論・表決	7
○日程第4 議案第12号	8
（提案理由の説明）	
議会運営委員長	8

質疑・討論・表決.....	8
閉 会（午前11時36分） -----・-----・-----	
付 録	
議決結果一覧表.....	付－1

令和4年
第1回宿毛市議会臨時会会議録第1号

第1日（令和4年5月30日 月曜日）

午前10時01分 開議

1 議事日程

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第1号から議案第11号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 専決処分した事件の承認について

議案第 4号 専決処分した事件の承認について

議案第 5号 専決処分した事件の承認について

議案第 6号 専決処分した事件の承認について

議案第 7号 専決処分した事件の承認について

議案第 8号 専決処分した事件の承認について

議案第 9号 専決処分した事件の承認について

議案第10号 令和4年宿毛市一般会計補正予算について

議案第11号 宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

第4 議案第12号 宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号及び議案第11号

日程第4 議案第12号

3 出席議員（13名）

1番 今 城 隆 君	2番 堀 景 君
3番 三 木 健 正 君	4番 川 田 栄 子 君
5番 川 村 三千代 君	7番 高 倉 真 弓 君
8番 山 上 庄 一 君	9番 山 戸 寛 君
10番 岡 崎 利 久 君	11番 野々下 昌 文 君
12番 松 浦 英 夫 君	13番 寺 田 公 一 君
14番 濱 田 陸 紀 君	

4 欠席議員

なし

5 事務局職員出席者

事務局 長	黒 田 厚 君
次長兼庶務係長 兼調査係長	奈 良 和 美 君
議事係長	桑 原 美 穂 君

6 出席要求による出席者

市 長	中 平 富 宏 君
副 市 長	岩 本 昌 彦 君
企 画 課 長	上 村 秀 生 君
総務課長兼 選挙管理委員会事務局長	桑 原 一 君
危機管理課長	有 田 巧 史 君
税 務 課 長	山 岡 敏 樹 君
長寿政策課長	谷 本 裕 子 君
環 境 課 長	谷 本 和 哉 君
産業振興課長	岩 本 敬 二 君
商工観光課長	長 山 敏 昭 君
都市建設課長	小 島 裕 史 君
福祉事務所長	朝比奈 淳 司 君
教 育 長	鎌 田 勇 人 君
教育次長兼 学校教育課長	和 田 克 哉 君

----- . . ----- . . -----

午前10時01分 開会

○議長（寺田公一君） これより、令和4年第1回宿毛市議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において今城 隆君、堀 景君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。
お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、今期臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第8条第1項の規定により、5月10日付をもって、今城 隆君、山上庄一君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君、以上7人を総務文教常任委員に、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山戸 寛君、以上6人を産業厚生常任委員に、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、川田栄子君、川村三千代君、高倉真弓君、山上庄一君、山戸 寛君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、寺田公一君、濱田陸紀君、以上13人を予算決算常任委員に、今城 隆君、堀 景君、三木健正君、岡崎利久君、野々下昌文君、松浦英夫君、以上6人を議会運営委員に、それぞれ指名いたしました。

各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長が選任されていますので、この際、事務局長から報告いたさせます。

事務局長。

○事務局長（黒田 厚君） 事務局長、各常任委員会及び議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、岡崎利久君、副委員長、今城 隆君。

産業厚生常任委員会委員長、三木健正君、副委員長、堀 景君。

予算決算常任委員会委員長、川村三千代君、副委員長、堀 景君。

議会運営委員会委員長、野々下昌文君、副委員長、三木健正君。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第1号から議案第11号までの11議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中平富宏君） 皆様、おはようございます。

本日は、令和4年第1回宿毛市議会臨時会に御参集いただきまして誠にありがとうございます。

はじめに、提案いたします議案の御説明に先立ち、一言御挨拶申し上げます。

御承知のとおり、去る4月24日には、この新庁舎と、きぼうが丘保育園の落成式を開催いたしました。議長はじめ市議会議員の皆様、そして宿毛市名誉市民の皆様など、本当に多くの方々の御列席、御参列のもと、無事、式典を終えることができました。

また、あいにくの雨天にも関わらず、多くの市民の皆様にもお越しいただき、本議場などでは、皆様が記念撮影されるなど、にぎやかな行事となり、多くの方々からいい庁舎ができた、期待をしているといったお声がけをいただいた

ところでございます。身の引き締まる思いであり、市政運営にしっかり励んでいく決意を新たにしたところでございます。

また、桜町にある旧庁舎につきましては、今後、あったかふれあいセンターや支所などを配置するための改修工事を行い、今年秋頃の完成を目指して取り組んでまいります。

次に、新型コロナウイルスにつきましては、全国的にも蔓延が続いており、市内におきましても、感染者が連日確認されているところでございます。

市民の皆様におかれましては、今後も引き続き、感染防止対策の徹底をお願いをいたします。

それでは、御提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号から議案第9号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしましたので、同条第3項の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

順を追って説明をさせていただきます。

議案第1号から議案第3号までは、市職員の標準報酬月額の設定に伴う共済費の増額に伴い、緊急に予算補正する必要が生じたので、令和3年度宿毛市一般会計補正予算、令和3年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算、及び令和3年度宿毛市介護保険事業特別会計補正予算を、令和4年3月25日付で専決処分したものでございます。

議案第4号は、令和3年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、地方債の変更等により、緊急に予算補正する必要が生じたので、令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案第5号及び議案第7号は、令和3年度宿毛市特別養護老人ホーム特別会計補正予算及び令和3年度宿毛市国民宿舎運営事業特別会計補

正予算でございます。

内容につきましては、空調機器の改修事業の工事延長等により、繰越明許費を緊急に予算補正する必要が生じたので、令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案第6号は、令和3年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

内容につきましては、新型コロナウイルス感染症に伴う欠食分等への対応のため、緊急に予算補正する必要が生じたので、令和4年3月31日付で専決処分したものでございます。

議案第8号は、宿毛市税条例等の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法等の一部を改正する法律等が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市税条例等の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第9号は、宿毛市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布されたことに伴い、宿毛市国民健康保険税条例等の一部を改正する必要が生じたので、同日付で専決処分をしたものでございます。

議案第10号は、令和4年度宿毛市一般会計補正予算についてでございます。

総額で1億3,992万4,000円を増額しようとするものです。

主な事業内容としましては、新型コロナウイルスの影響で困窮している低所得のひとり親世帯等に対して、子供一人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金と、令和4年度課税において、新たに世帯全体の住民税均等割が非課税となった世帯に対しまして、1世帯当たり10万円を給付する非課税世帯等に対する臨時特別給付金の費用といたしまして、9,

765万4,000円を計上をしております。

また、当初予算において議決いただきました道の駅すくもサニーサイドパークの建設工事費については、建設資材の高騰などによりまして、予算に不足が生じておりまして、3,846万7,000円を追加しようとするものです。

議案第11号は、宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

内容につきましては、会計年度任用職員の令和4年6月支給の期末手当の額について、常勤一般職員と同様の取扱いとするため、本条例の一部を改正しようとするものです。

以上が、御提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（寺田公一君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） おはようございます。

10番、通告に従いまして、質疑を行います。

まず、はじめに議案第10号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、9ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、2目環境管理センター運営費、13節使用料及び賃借料220万円について。これは、バックホーレンタル料についてでございますけれども、今回、バックホーをレンタルするようになった理由について、お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

議案第10号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算、9ページ。

第4款衛生費、第3項清掃費、2目環境管理センター運営費、13節使用料及び賃借料、バックホーレンタル料220万円について、バックホーをレンタルする理由についてということでございます。

環境管理センターには、ごみの埋立てや整地作業などに使用するため、バックホーが大型、小型それぞれ1台ずつありまして、大型のバックホーにつきましては、平成19年6月に導入しておりまして、15年が経過しております。

これまで定期点検やメンテナンスを実施し、機体の延命化を図ってきましたが、キャタピラ一部分に故障が頻発するようになりまして、修繕費用もかさんできておりました。

今年1月の点検の際に、足回りに亀裂が見つかりまして、業者から修繕費が高額になるとの報告も受けております。

このことから、今後発生すると予想される整備費用や修繕費用等、機体の寿命を考慮し、レンタルでの対応が効果的であると判断したものであるものです。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 再質疑をいたします。

先ほど、バックホーをレンタルする理由については、詳しく説明をしていただきましたので、内容については理解をいたしました。

次に、レンタルする期間についてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、岡崎議員の質疑にお答えいたします。

レンタル期間につきましては、令和4年6月から令和7年3月までの2年10カ月、34カ月を予定しております。

レンタルにつきましては、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例第2条第1項の物品を借り入れる契約に該当することから、複数年の契約期間を設定しておるところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 再質疑をいたします。

レンタル期間については、詳しく説明をいただきましたのでわかりましたけれども、今回、レンタルするようになった理由についても、わかりました。

将来的に、今後レンタルをずっとしていくのか、購入を含めてどのように考えているのか、その点お伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 環境課長。

○環境課長（谷本和哉君） 環境課長、お答えいたします。

バックホーの購入価格につきましては、メーカーの排ガス規制の対応や、資材不足などの要因もありまして、担当課の調査では、平成19年当時の購入価格との比較では、2倍近くまで購入価格が高騰しております。

同時に定期点検や各種メンテナンスなどの追加費用が発生することを考慮した場合、新規購入は現段階では難しいと判断しておりますが、今後、利用可能な補助制度等が見つかった場合には、新規購入についても、改めて検討はしたいと考えておるところでございます。

以上です。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 十分検討をしていたきたいと思います。

次の質疑に移ります。

同じく議案第10号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、9ページ。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、

14節工事請負費3,846万7,000円、道の駅すくも建設工事費についてでございます。

今回、工事請負費が3,846万7,000円増額する理由については、先ほど、市長の提案理由の説明の中にもありましたけれども、再度、担当課長にお伺いをいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、10番、岡崎議員の質疑にお答えをいたします。

議案第10号別冊、令和4年度宿毛市一般会計補正予算（第1号）、9ページになります。

タブレットでいきますと13ページになります。

第6款商工費、第1項商工費、5目観光費、14節工事請負費、道の駅すくも建設工事費3,846万7,000円の増額についてでございます。

増額の理由についての御質問でございますが、今回、増額となりました主な要因の一つとしては、近年の原材料や燃料、輸送料などのコスト高を受けまして、建設資材価格が高騰したことが挙げられます。

また、主な増額要因のもう一つといたしましては、当初予算計上時の積算根拠には入っておりませんでした、管理棟における飲食スペースの拡張や、シャワースペースの新設、屋根つき身障者用駐車場、及びそこから管理棟までの渡り廊下の新設による工事費の増が挙げられます。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 再質疑をいたします。

3月議会で、道の駅すくも建設工事費については、2億3,246万3,000円の予算計上がなされてから、まだ2カ月しか経過していない状況の中で、今回、3,846万7,000円の補正予算が計上されましたけれども、3月議会の中で今回の補正予算も含めて計上する

ことがなぜできなかったのか、先ほど課長の説明でも若干ありましたけれども、その点、お伺いいたしたいと思います。

○議長（寺田公一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（長山敏昭君） 商工観光課長、岡崎議員の再質疑にお答えをいたします。

今回の増額補正でございますが、なぜ当初予算で計上できなかったのかという御質問だったと思います。

道の駅すくもサニーサイドパークの再整備につきましては、基本設計が令和2年度の繰越事業といたしまして、令和3年7月末に完成をいたしました。その後、実施設計予算を令和3年9月議会で御承認をいただきまして、令和4年3月末をもって実施設計が完了しております。

例年、当初予算の編成作業でございますが、年末から翌年の1月にかけて行っておりますが、その時点では実施設計が完了していなかったため、サニーサイドパークの工事費は基本設計で算出した概算の工事費をもとに当初予算計上しておりました。

よって、今回、実施設計の内容を反映させた工事費を計上するに当たり、不足額を増額補正させていただいております。

以上でございます。

○議長（寺田公一君） 10番岡崎利久君。

○10番（岡崎利久君） 詳しい説明をありがとうございました。

以上で質疑を終わります。ありがとうございました。

○議長（寺田公一君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時23分 休憩

————・————・————

午前11時30分 再開

○議長（寺田公一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第11号までの11議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第11号までの11議案は、委員会の付託を省略することに決しました。

これより、「議案第1号から議案第9号まで」の9議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号から議案第9号まで」の9議案については、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号から議案第9号まで」の9議案は、これを承認することに決しました。

これより、「議案第10号及び議案第11号」の2議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（寺田公一君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第10号及び議案第11号」の2議案を一括採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 全員起立であります。

よって「議案第10号及び議案第11号」の2議案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、「議案第12号」を議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長(野々下昌文君) 議会運営委員長、ただいま議題となっております議案第12号「宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について」提案理由の説明をいたします。

今回の改正は、会議規則の第50条及び第70条の改正を行おうとするものであります。

まず、第50条は、発言に関する規定であります。旧議場においては、質問席や市長及び教育長の発言席を設け、登壇にて発言を行ってまいりましたが、新議場におきましては、各自席に設置したマイクで発言が行えるよう改正を行うものであります。

なお、本改正は、執行部が自席にて答弁を行うことを見込んでおり、議員が一般質問や質疑を行う際は、これまでどおり質問席において発言を行うものです。

続いて、第70条は、起立による表決に関するものであります。

これまで実施してきた起立による表決に加え、新たに整備した議場システムによる電子表決を行うことができるよう、改正を行うものです。

以上が、議案第12号についての提案理由の説明でございます。

御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長(寺田公一君) これにて、提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより、「議案第12号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(寺田公一君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより、「議案第12号」を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(寺田公一君) 全員起立であります。

よって「議案第12号」については、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会の日程は全て議了いたしました。

これにて、令和4年第1回宿毛市議会臨時会を閉会いたします。

午前11時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 寺田 公一

議員 今城 隆

議員 堀 景

令和４年第１回宿毛市議会臨時会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 １ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ２ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ３ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ４ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ５ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ６ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ７ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ８ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第 ９ 号	専決処分した事件の承認について	５月３０日	承 認
第１０号	令和４年度宿毛市一般会計補正予算について	５月３０日	原案可決
第１１号	宿毛市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	５月３０日	原案可決
第１２号	宿毛市議会会議規則の一部を改正する規則について	５月３０日	原案可決